

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する
法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につ
いて

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行
に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 5 年 3 月 1 日提出

日立市長 小 川 春 樹

(提案説明)

子ども・子育て支援法等の改正に伴い、関係規定を改めるため、本条
例を制定するものであります。

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する
法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(日立市保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 日立市保育所の設置及び管理に関する条例(昭和44年条例第6号)の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

(日立市障害者福祉サービス利用料条例の一部改正)

第2条 日立市障害者福祉サービス利用料条例(平成15年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号から第6号までの規定中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改め、同項第7号及び第8号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

(日立市子ども・子育て会議条例の一部改正)

第3条 日立市子ども・子育て会議条例(平成25年条例第14号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第77条第1項」を「第72条第1項」に改める。

第2条中「第77条第1項各号」を「第72条第1項各号」に改める。

(日立市立認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第4条 日立市立認定こども園の設置及び管理に関する条例(平成25年条例第22号)の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に

改める。

（日立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第5条 日立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項ただし書中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改め、同項第1号中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改め、同項第2号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同項第3号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に改める。

第6条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第7条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第8条中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改める。

第13条第4項第3号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第15条第1項第3号中「第25条」を「第25条第1項」に改める。

第20条第4号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」

に改める。

第35条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第36条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に改める。

第37条第2項及び第39条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第51条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第52条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「第19条第1項第1

号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

(日立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部改正)

第6条 日立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例（平成27年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第1号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

参 考

改 正 要 旨

- 1 令和5年4月1日にこども家庭庁が設置されることに伴い、関係法律の所掌事務等に関する規定を整備する法律が施行されることから、次の条例について、関係規定を整理することとした。
 - (1) 日立市保育所の設置及び管理に関する条例
 - (2) 日立市障害者福祉サービス利用料条例
 - (3) 日立市子ども・子育て会議条例
 - (4) 日立市立認定こども園の設置及び管理に関する条例
 - (5) 日立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
 - (6) 日立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例